

【令和8年の講習日程】 石綿関連業務に必要とする講習を主に年間通して開催します。

他にも各種特別教育として、建設業の多くで必要な足場組立等作業特別教育と同時に必要となるフルハーネス安全帯特別教育を続けて受講できるよう日程を調整して開催します。

また、のり面ロープ高所作業特別教育など県内では他では行われていない講習も開催します。

2026年 山口建設安全教育センター 年間講習計画 (2026.2.3)													予定会場
講習名称	R0.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
石綿含有建材調査者講習 (山口労働局長登録第2号)		9, 10 下松			19, 20 山口			5, 6 下松		13, 14 山口			山口:山口県セミナーパーク 山口南総合センター サンフレッシュ山口等 下松:下松勤労者福祉センター スタービアクたまつ 等
工作物石綿事前調査者講習 (山口労働局長登録第1号)	28, 29 下松	25, 26 山口	25, 26 下松	21, 22 山口	27, 28 下松	24, 25 山口	22, 23 下松	25, 26 山口	28, 29 下松	27, 28 山口	26, 27 下松	22, 23 山口	
石綿作業主任者技能講習 (山口労働局長登録第171号)	15, 16 下松		11, 12 山口			10, 11 下松			17, 18 山口			10, 11 下松	
石綿作業特別教育							10 山口						〃
フルハーネス型安全帯使用作業特別教育				13 下松						14 山口			〃
足場組立等作業特別教育				14 下松						15 山口			〃
巻上げ機特別教育									4 下松				〃
のり面ロープ高所作業特別教育						4 山口					9 山口		〃
振動工具安全衛生教育							6 山口						〃

※ 講習会場は、会場の都合及び受講者の応募状況によって変更となる場合があります。網掛け部は未確定ですが、太字の日程分は会場確定分です。
企業・団体等からのご要望により、随時臨時開催します。

2026.2.3

工作物石綿事前調査者講習の開催

本年1月から工作物の改修等に際して工作物石綿事前調査者講習修了者による調査の実施に係る法令が施行されました。当センターでは、県内唯一の当該講習機関として東部地区、中部地区で毎月開催します。

回	日 時	会 場	募集定員	受講料・テキスト代(消費税込み)
3	3月25日(水)、26日(木) 1日目 9:00~16:40 2日目 9:00~16:50	下松市勤労者総合福祉センター 下松市潮音町 2-16-8	定員40名	受講料 35,200円 科目免除者 33,000円 テキスト代 4,400円
4	4月21日(火)、22日(水) 1日目 8:45~16:20 2日目 8:50~16:50	YMfg 維新セミナーパーク 山口市秋穂二島 1062	定員60名	※ YMfg 維新セミナーパーク (旧称:山口県セミナーパーク)
5	5月27日(水)、28日(木)	下松市勤労者総合福祉センター	定員40名	

石綿作業主任者技能講習の開催予定

- 建築物及び工作物石綿事前調査者講習を受講されたい方で、履修科目や就労期間の関係で受講資格のない方は、石綿作業主任者技能講習を修了することで受講資格を得ることができ、また一部科目免除となりますのでご検討ください。ご要望が多いことから3月に追加開催します。

回	日 程	会 場	定員	受講料・(テキスト代)
2	3月11日(水)、12日(木) 1日目 8:45~16:20 2日目 8:50~16:50	YMfg 維新セミナーパーク	定員60名 受付修了	受講料 12,100円 テキスト代 2,310円
3	6月10日(水)、11日(木) 1日目 9:00~16:40 2日目 9:30~16:00	下松市勤労者総合福祉センター	定員40名	

一般建築物石綿含有建材調査者講習の開催予定

●今年の講習は概ね3ヶ月に1回の頻度で開催します。開催の決まっているものは以下のとおりとなります。受講希望の方は計画的にお申し込みください。

回	日 程	会 場	定員	受講料・(テキスト代)
2	5月19日(火)、20日(水)	YMfg 維新セミナーパーク	定員60名	受講料 35,200円 科目免除者 33,000円
3	8月5日(水)、6日(木)	下松市勤労者総合福祉センター	定員40名	テキスト代 5,775円

【 建設アスベスト給付金制度について 】

石綿により被害を受けた建設労働者は、今なお新規に労災認定が行われています。労災保険法、石綿救済法により救済が図られてきましたが、令和4年から建設アスベスト給付金法による給付も行われています。

(1) 対象者： 以下の1～3の要件を満たす方が対象

- 1 次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより、
- 2 石綿関連疾病にかかった
- 3 労働者や、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）であること

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

※ 表の期間及び業務は、最高裁判決等を踏まえ定められたもので、石綿関連疾病としては

- (1) 中皮腫 (2) 肺がん
- (3) 著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
- (4) 石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4） (5) 良性石綿胸水 が該当します

※ 本人が亡くなられている場合には、遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）のうち、最先順位者からの請求が可能

(2) 給付金等の主な内容

給付金の支給を希望される方からの厚生労働大臣あての請求に基づき、認定審査会において審査が行われ、認定審査会の審査の結果に基づいて、病態区分に応じ、以下の給付金が支給されます。

1	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者	550万円
2	石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者	700万円
3	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者	800万円
4	石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者	950万円
5	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者	1,150万円
6	上記1及び3により死亡した者	1,200万円
7	上記2、4及び5により死亡した者	1,300万円

※ 給付金を支給された後、症状が悪化した方には、請求に基づき、追加給付金（表における区分の差額分）を支給されます。

※ 石綿にさらされる建設業務に従事した期間が一定の期間未満の方、肺がんの方で喫煙の習慣があった方については、給付金等の額がそれぞれ1割減額されます。

(3) 給付金等の請求期限

給付金等については、石綿関連疾病にかかった旨の医師の診断日又は石綿肺に係るじん肺管理区分の決定日（石綿関連疾病により死亡したときは、死亡日）から20年以内に請求することが必要。